川崎市立梶ヶ谷小学校いじめ防止基本方針

１　令和６年度　学校経営計画

・教育関係法令
・小学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

自ら学び　自ら考え
心ゆたかに
たくましく生きる子

学校経営方針
・育てたい資質・能力を明確にした授業を通して、確かな学力を育む学校づくり
・一人ひとりのよさを引き出し、自己肯定感を高め、共に支え合える学校づくり
・主体的に行動し、社会の創り手となる子どもを育て、地域と共に歩む学校づくり

めざす子ども像
１よく考え、対話を通して学びを深め、主体的に学びを楽しむ子
２互いのよさを認め、思いやりと感謝の心をもつ子
３自ら行動し、学級、学校、地域の一員として、共に育つ子

中期学校経営目標（５年目標）

①　学力の向上	②　社会性の育成	③　特別活動の活性化	④　開かれた学校づくり
○学び合い・高め合う学習 ○学習規律・学習習慣の定着 ○指導力向上をめざした校内研究・研修の充実	○命、こころの教育の推進 ○共生＊共育プログラムの推進 ○支援教育の推進 ○自己肯定感を高める教育活動の推進	○主体的な活動、学級会児童会活動の充実 ○異学年交流の推進 ○実行委員会活動の活性化	○学校教育推進会議の推進 ○学校情報の公開とホームページの充実 ○学校評価の充実

短期学校経営目標（みんなが笑顔になる学校）

○個別最適な学びと協働的な学びの充実 ○学びの中で、自ら進んで学習できる環境の構築 ○「あたたかな聴き方やさしい話し方」による話し合い活動の充実	○言葉でかかわり合い、人を大切にする教育 ○他者を尊重する姿勢を育て、自己肯定感を高める ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築	○自分たちが学校をつくる意識を育てる ○地域・学校の一員という自覚をもたせる ○学級・学年・学校の温かい人間関係づくり	○学校運営協議会の委員による学校評価の拡充 ○地域学習材を学習課程に位置づけて、発信

重点に係る具体的な取組

・児童理解とその情報を生かしたきめ細かな学習指導の充実 ・主体的な学びの姿を求めた授業づくり ・言語活動の充実	・教育相談の推進 ・善悪を判断する力を育てる学級指導の充実 ・いじめは許されないという「いじめノックアウト宣言」の取組	・自主性・主体性を育む場の保障 ・異学年交流でかかわる力の育成 ・学校行事・委員会活動等での主体的で創造的な活動の推進	・地域・保護者が参加しやすい環境づくり ・安全安心な学校生活のための体制づくり

２ 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

３ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

４ 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

○ 児童が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

６　令和６年度　いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、 学年主任 支援教育コーディネーター 教育相談担当、養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証

・いじめ防止対策年間指導計画の作成

・いじめ防止指導研修会の企画、運営

・いじめ問題に関する資料の管理

・道徳教育との連携

・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

・教育相談のねらい・年間計画の作成

１年　　２年

３年　　４年

５年　　６年

・相談室窓口、相談室の管理、運営

・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

・児童会・委員会との連携

・ＰＴＡ校外委員会との連携

・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

・警察との連携

・児童相談所との連携

７　令和６年度　いじめ防止等対策年間計画

月	活　動　内　容（校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等）
４	・基本方針・重点目標の確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・構成員・年間指導計画の確認・役割分担 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
５	・個人面談（1 年全員、他学年希望者のみ）実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定アンケート実施（2～6 年生／1 回目） ・児童対応の共通理解
６	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第１回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について 【児童指導点検強化月間】の取組 →「いじめノックアウト宣言」の取組　各クラスのいじめをなくすための目標を掲示
７	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・効果測定アンケート実施（1 年生／1 回目）
８	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
９	・個人面談、全学年で実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・携帯・スマートフォン使い方の確認（5.6 年）
１０	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
１１	・第２回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・いじめ防止標語やポスターの募集
１２	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談（希望者のみ）実施 ・効果測定 2 回目実施（全学年）
１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
２	【学校体制振り返り月間】の取組 →効果測定結果の見直し、「いじめノックアウト宣言」の振り返り ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省
３	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

［自主的な企画・運営］

・「みんなが笑顔　学校って楽しいな！梶ヶ谷の町　大好き」という目指す学校像に向けての取組を考え、行う。
・自主的に広がっているあいさつ運動、清掃活動をさらに広める。
・学級会・児童会活動・クラブ活動などでよりよい学級、学校を創っていくための話し合い活動を充実する。
・児童会活動などからの発信、子どもの発想をもとにした活動を推進する
・実行委員会で一人一人が活躍する場をつくる

［交流活動の活性化］

・「たくさんの人とたくさん話そう」を合言葉に、豊かな人間関係の育成を目指す。
・　夏休み作品展・書き初めの感想交流により、言葉での関わり合いを大切にする。
・　異学年交流で関わり合う力を育成する。

［啓発活動］

・いじめ防止標語やポスターの募集
・「いじめノックアウト宣言」の取組
・人権意識を育てる朝会での講話や読み聞かせ

保護者の取組（PTA 活動）

・「子どもと保護者と先生の笑顔をつくる、笑顔を守る、心と体の健康を守る。」　という３つのコンセプトを目的とした活動
・学校運営協議会への出席

地域住民の取組

・地域での見守り活動
・学校運営協議会への出席